

# 大阪市長期療養児の在宅支援にかかる支援者研修実施要領

## 第1 目的

小児慢性特定疾病等の慢性疾病にかかっていることにより長期にわたり療養を必要とする児童（以下「長期療養児」）は、成長過程で様々な課題が発生し、課題解決に向けての支援が重要となる。長期療養児に携わる支援者は、心身の状況に応じた適切な支援が提供できるよう、支援技術の習得が求められる。また、長期療養児で医療的ケア（気管切開を伴う人工呼吸療法・気管切開を伴わない人工呼吸療法、気管切開、酸素療法、吸引、胃ろう、鼻腔栄養など）が必要な子どもとその養育者が抱える課題は多様である。

地域の関係機関同士の「顔の見える関係」を構築及び知識や技術の習得の機会を確保し、長期療養児（医療的ケアが必要な子どもを含む）の在宅療養支援の充実を図ることを目的とする。

## 第2 実施機関

実施機関は大阪市保健所とする

## 第3 対象者

各区保健福祉センター保健師および大阪市に居住する医療的ケアが必要な長期療養児を支援する支援者

## 第4 実施内容

### （1）難病・小児慢性特定疾病児等保健師研修の開催

各区保健福祉センター保健師が長期療養児やその家族に対し、ライフステージに応じた相談を受け、指導および助言ができるよう、保健師の資質向上を図り、育成を行うものとする。

当該研修は医療・福祉・教育・その他療養支援に関係する講師を選定し、最新の知見を習得できる内容とする。

### （2）高度な医療的ケアが必要なこどもの在宅療養支援に関する多職種研修会

各区保健福祉センター保健師の知識及び技術の習得を図ること、並びに地域の関係機関との「顔の見える関係」の構築及び連携促進を図る。

各区保健福祉センター保健師及び医療、福祉、教育その他の在宅療養支援にかかる地域の関係機関の職員に対し研修会等を開催する。当該研修会は、関係機関同士の相互交流・協力体制の整備を促進する内容とする。

附 則

この要領は令和8年4月1日より適用する。